

権利擁護支援ネットワーク全国フォーラム  
第一セッション

- 知的障害者 県立障害者入所施設の経緯とこれから

2024年2月3日(土)

於: はまぎんホール

全国権利擁護支援ネットワーク代表

佐藤 彰一

## 第2回委員会での佐藤委員からのご報告の概要(千葉県立袖ヶ浦福祉センター関係)

- 千葉県袖ヶ浦福祉センターは、社会福祉法人千葉県社会福祉事業団が指定管理制度に基づき管理を行う県立施設で、障害者支援施設の「更生園」(定員280人)及び障害児施設である「養育園」(定員150人)で構成されている ※ 令和2年8月時点で、実員は更生園53人、養育園14人
- 同センターは、当時、優良な施設との評価を受けていたが、平成25年11月に利用者が支援職員からの虐待により死亡したことをきっかけに、第三者検証委員会による検証、「千葉県袖ヶ浦福祉センター見直し進捗管理委員会」及び「袖ヶ浦福祉センター検討会議」での検討を経て、今後、利用者全員の他施設等への移行を行った上で、令和4年度末までに廃止することとされている

### 経 緯

- ・ 平成25(2013)年11月、19歳の利用者A君が入院先で死亡。病院が施設での虐待を疑い、警察へ通報
- ・ 警察の強制捜査、千葉県の立ち入り調査が実施され、23名の利用者が15名の職員から虐待を受けていたことが判明、新規受入の停止措置が講じられる
- ・ 平成26年1月に第三者検証委員会が設置され、外部の目を入れる「パーソナルサポーター」の設置などの緊急提言を行う
- ・ 同委員会の検証報告(平成26年8月)で、①閉鎖性、②孤立性、③県の監査が形式的で虐待防止法が機能していないこと、を指摘
- ・ 併せて、④少人数ケアへの転換、⑤定員規模の縮小(半分程度に)、⑥県全体での受入先確保、⑦民間による強度行動障がい支援体制の構築、⑧閉鎖性解消に向けた取組、⑨目標達成をチェックする**進捗管理委員会**の設置、を提言
- ・ 平成30年8月の進捗管理委員会の最終報告において、改善された点はあるものの目標は未達と認定、令和2年度末までに、県立施設としての存続の可否について判断する旨を提言
- ・ 千葉県としては、「袖ヶ浦福祉センター検討会議」を設置し、検討した結果、同施設の廃止を決定(令和2年8月)  
令和5年3月31日をもって廃止

### 課 題 等

- ・ 不適切な支援が起きたときに、なぜそういう事態になったのかを施設全体で再検証し、改善していくことが必要。これを改善せずに不適切な支援を繰り返していると、職員も管理職も、もう一步先に進んでしまい、利用者が人間ではないと思ってしまう(**視野狭窄型**)
- ・ どんなに重い障がいのある人でも、その人なりの考え、思いというのがあり、それを引き出す支援が重要。適切な支援をすればその人の思いが理解でき、その人が思っている状態で支援ができればパニックを起こしたり怒ったりすることが少なくなる(**能力存在推定**)。この立場に立たないと**意思決定支援**というのはいりえない
- ・ 障がいの重い人を受け入れると、障がいが重いんだという前提で支援をし、「能力不存在推定」が働き、何もできない人、他では受け入れられない人を受け入れて、他に移行できない、となり、**終の棲家**になる  
また、重いので外に出せないということで一日中施設の中にいる生活をして人生を終えることとなる
- ・ 強度行動障がいの人は特に集団生活が難しい。**集団生活を求める大規模入所施設は構造的に無理だ**。そこで働く考え方は、事故が起きないことを大前提にする。事故が起きるような状態を避けるために閉じ込めるとか、拘束するとかいうことを平気でやる(功利的安全第一主義)
- ・ 県立施設が他では受け入れられない人を受入れるという役割を担うのではなくて、**他の民間施設でも十分担えるのだ**ということを前提に置くべき

## 経緯

- 平成28年7月26日津久井やまゆり事件発生
- 平成28(2016)年11月25日 津久井やまゆり園事件検証委員会報告書  
(精神の人が侵入することへの防御)
- 平成29(2017)年10月14日再生基本構想 2分割案
- 2019年12月5日知事 指定管理見直し発言(契約は24年度まで) 愛名やまゆりの性的不祥事も関係
- 2020年1月津久井支援検証委員会(佐藤・大塚・野澤) 5月に中間報告
- その後「障害者支援施設における利用者目線の支援推進検討部会」  
令和2年7月 報告書は令和3(2021)年3月
- 令和3年9月 中井やまゆり園支援改革プロジェクトチーム
- 令和4年3月に中井やまゆり外部調査委員会を設置し、同年9月に91事案の調査結果
- 中井やまゆり支援改革プロジェクト再開(2023年5月に報告書)
- プロジェクトチームはなお継続
- 2023年9月県立障害者支援施設の方向性ビジョン(中井は独法化)

# 津久井やまゆり中間報告

- 20件を超える虐待の疑いを指摘
- 身体拘束の3要件(手続きも含めて)についての誤解  
経緯は不明
- 県も誤解？ 経緯を明らかにせず。
- 過去の検証は不十分なまま終了 今後できるのか？



「刺激」を  
排除した空間

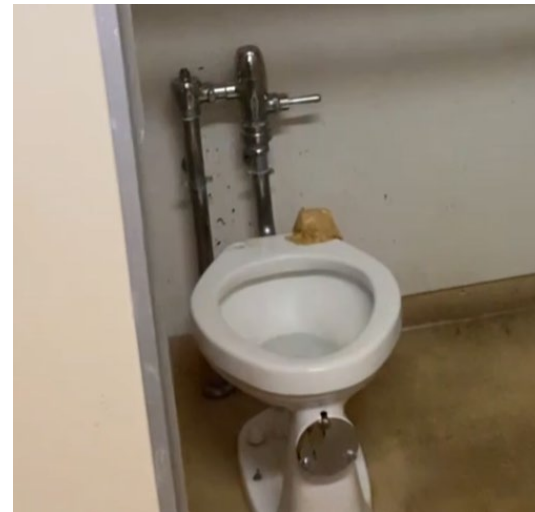


- ・廊下や園庭にも人けがなく、利用者の姿が見えない
- ・モニターで居室を監視している寮も
- ・見学時、刺激にならないようにパーテーションが用意されていた



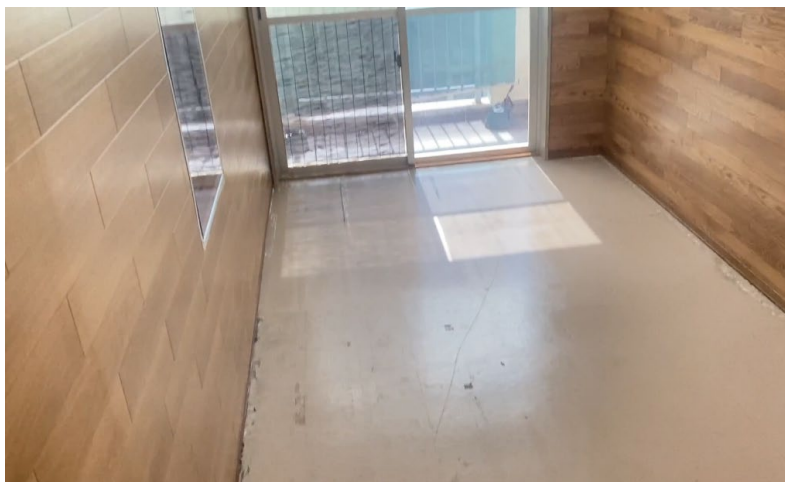
失われた  
「暮らし」

・破壊を防ぐため固定された家具



・便座やドアのない  
トイレ

・封鎖された洗面台



## 孤立する 利用者

- 真っ暗な部屋
  - 便が天井にこびりついた部屋
  - 何も物がない部屋...
- で長時間居室施設
- 日中活動（やること）がない



- 激しい頭突きなど「難しい人」「困らせる人」
- 刺激を遮断する 長時間の居室施
- 自ら施錠することを求めていた





## 対人理解のパラダイム転換①

- ◆「この人は判断能力が不十分であるので、本人の意思は尊重するといっても、周囲のことは勿論自分のことについても適切な判断をすることができない。その結果、社会生活や日常生活で困難な状況になる。だから福祉関係者らが関わって、その人に代わって判断しなければならない」



**能力不存在推定(代行決定)**

## 対人理解のパラダイム転換②

- ◆「どんなに重い認知症の人であっても、その人なりの人生を生きてきた経緯があり、その人なりの思い、そして判断がありうる。適切な判断が自分ではできないと周囲から見られていた人々も、支援さえ受ければ、その人なりの決定ができる」



**能力存在推定(意思決定支援)**